

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成26年3月17日

条例第5号

改正 令和3年3月26日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の生活環境の保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる施設であって規則で定めるものをいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設の新たな設置又は規則で定める事項の変更をいう。
- (4) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴い、関係地域に生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生じる争いをいう。
- (5) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (6) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置に伴い、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
- (7) 関係住民 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。
- (8) 関係住民の代表者 関係地域の住民で構成される地縁団体の長その他規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるよう、事業者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導するとともに、産業廃棄物の適正な処理に關す

る関係住民への啓発に努めるものとする。

- 2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

- 2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、法第15条第1項の規定による許可の申請その他規則で定める行為(以下「許可申請等の行為」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定める事項を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 事業計画書には、当該産業廃棄物処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の実施計画その他規則で定める事項を記載した書類(以下「生活環境影響調査実施計画書」という。)を添付しなければならない。

- 3 前項の生活環境影響調査について必要な事項は、規則で定める。

(関係地域の設定等)

第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の関係地域を設定するに当たって、当該産業廃棄物処理施設の設置により本市に隣接する他の市町の住民に対し生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該市町の長に事業計画書が提出されている旨の通知をするものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を事業者及び関係住民の代表者に通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第3項の規定による通知をしたときは、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書及び生活環境影響調査実施計画書(以下「事業計画書等」と

いう。)を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 事業者は、第6条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに、関係住民を対象とした事業計画についての説明会(以下「事業計画説明会」という。)の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(事業計画説明会の開催等)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、第7条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において事業計画説明会を開催しなければならない。ただし、関係地域内に事業計画説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

- 2 市長は、事業者が正当な理由なく事業計画説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して事業計画説明会を開催するよう求めるものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定により事業計画説明会を開催するほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類を配布し、又は回覧して、事業計画について周知するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(関係住民による事業計画意見書の提出)

第10条 事業計画について生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条に規定する縦覧期間満了の日までに事業計画説明会が終了しない場合にあつては、当該事業計画説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、市長に当該見地からの意見書(以下「事業計画意見書」という。)を提出することができる。

- 2 市長は、事業計画意見書の提出があつたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(事業者の事業計画見解書の提出)

第11条 事業者は、前条第2項の規定により事業計画意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該事業計画意見書に対する見解を記載した書面(以下「事業計画見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により事業計画見解書を提出したときは、規則で定めるところにより、

関係住民に対し、当該事業計画見解書に記載した内容について周知しなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定により関係住民に対し事業計画見解書に記載した内容について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(生活環境影響調査の実施)

第12条 事業者は、前条第3項の報告をしたときは、速やかに、生活環境影響調査を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による生活環境影響調査を実施したときは、規則で定めるところにより、当該生活環境影響調査の結果（以下「生活環境影響調査結果」という。）を市長に報告しなければならない。

(生活環境影響調査結果の告示及び縦覧)

第13条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、生活環境影響調査結果を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(生活環境影響調査結果に係る説明会の開催等)

第14条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、前条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において生活環境影響調査結果に係る説明会（以下「生活環境影響調査結果説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、関係地域内に生活環境影響調査結果説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

- 2 市長は、事業者が正当な理由なく生活環境影響調査結果説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して生活環境影響調査結果説明会を開催するよう求めるものとする。
- 3 事業者は、生活環境影響調査結果説明会を開催するほか、関係住民に対し、生活環境影響調査結果の概要を記載した書類を配布し、又は回覧して、生活環境影響調査結果について周知するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、関係住民に対し生活環境影響調査結果について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(関係住民による生活環境影響調査結果意見書の提出)

第15条 生活環境影響調査結果について生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第13条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満

了の日までに生活環境影響調査結果説明会が終了しない場合にあつては、当該生活環境影響調査結果説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、市長に当該見地からの意見書(以下「生活環境影響調査結果意見書」という。)を提出することができる。

- 2 市長は、生活環境影響調査結果意見書の提出があつたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(事業者の生活環境影響調査結果見解書の提出)

第16条 事業者は、前条第2項の規定により生活環境影響調査結果意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該生活環境影響調査結果意見書に対する見解を記載した書面(以下「生活環境影響調査結果見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により生活環境影響調査結果見解書を提出したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、当該生活環境影響調査結果見解書に記載した内容について周知しなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定により関係住民に対し生活環境影響調査結果見解書に記載した内容について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(意見の調整)

第17条 市長は、関係地域の生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について関係住民と事業者との間の意見の調整を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調整を行うときは、事業計画意見書、事業計画見解書、生活環境影響調査結果意見書及び生活環境影響調査結果見解書に記載された内容に十分配慮しなければならない。

(生活環境保全協定の締結)

第18条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に関し、第15条第1項に規定する生活環境影響調査結果意見書の提出期限の翌日から許可申請等の行為を行うまでの間に、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定(以下「生活環境保全協定」という。)を関係住民の代表者と締結するよう努めなければならない。

- 2 関係住民は、生活環境保全協定の締結について協力するよう努めなければならない。
- 3 市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

(事業計画書等及び周知計画書の変更)

第19条 事業者は、事業計画書等の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条、第6条、第8条から第12条まで及び第14条から前条までの規定は、事業計画書等の内容を変更しようとする場合（軽微な変更その他規則で定める変更（次項において「軽微変更等」という。）をしようとする場合を除く。）について準用する。この場合において、第9条第1項中「第7条に規定する縦覧期間内」とあるのは「周知計画書を市長に提出した日から30日以内」と、第10条第1項中「第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに事業計画説明会が終了しない場合にあっては、当該事業計画説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）」とあるのは「事業計画説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と、第14条第1項中「前条に規定する縦覧期間内」とあるのは「生活環境影響調査結果を市長に報告した日から30日以内」と、第15条第1項中「第13条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに生活環境影響調査結果説明会が終了しない場合にあっては、当該生活環境影響調査結果説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と読み替えるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、軽微変更等を行う事業者に対し、関係住民を対象とした説明会を開催するなど当該変更に関する周知について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 事業者は、周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業計画の廃止の届出等）

第20条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示し、関係住民の代表者に通知するものとする。

（あっせん）

第21条 事業者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上市長があっせんを行うことが適当でないときと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打切り)

第22条 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(生活環境保全誓約書の提出)

第23条 事業者は、事業者の責めに帰することができない事由により生活環境保全協定を締結することができないとき、又は前条第1項の規定によりあっせんが打ち切られたときは、規則で定めるところにより、生活環境の保全に関する誓約書を市長及び関係住民の代表者に提出しなければならない。

(報告の徴取)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な事項について、事業者に対し、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第25条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。

(2) 第9条第2項又は第14条第2項の規定により市長が開催するよう求めた事業計画説明会又は生活環境影響調査結果説明会を正当な理由なく開催しないとき。

(3) 市長に対し、生活環境影響調査結果の報告をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果の報告をしたとき。

(4) 事業計画見解書又は生活環境影響調査結果見解書を正当な理由なく提出しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法で行ったとき。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第26条 この条例の規定は、移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設であって規則で定めるものについては、適用しない。

(令3条例7・追加)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令3条例7・旧第26条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可申請等の行為を行う産業廃棄物処理施設について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に許可申請等の行為を行う産業廃棄物処理施設のうち、施行日前に第5条第1項に規定する事業計画書に相当する書面が提出されている産業廃棄物処理施設については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第26条の規定にかかわらず、同条の産業廃棄物処理施設のうち、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項（同条例第19条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書が提出されているものについては、なお従前の例による。